

介護老人保健施設 老健ぬかだ入所運営規程

(運営規定設置の主旨、施設の目的及び運営の方針)

第1条 医療法人財団額田記念会が開設する介護老人保健施設老健ぬかだ（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

2 当施設は、要介護状態と認定された入所者（以下「入所者」という。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目的とする。

3 当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保険サービスの提供に努める。

4 当施設は、明るい家庭的な雰囲気のもとに地域や身元引受人等との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の名称及び所在地等)

第2条 当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	介護老人保健施設 老健ぬかだ
所在地	神奈川県鎌倉市大町4丁目6番6号
電話	0467-25-3511
FAX	0467-61-3665
開設年月日	平成15年4月1日
開設許可番号	神奈川県指令高保第730号
介護保険事業所番号	1452180024

(職員の員数)

第3条 当施設の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

1	管理者	常勤（兼務）	1人	
2	医師（含む管理者）	常勤（兼務）	1人	常勤換算 計1.0人
		非常勤（兼務）	1人	常勤換算 計1.0人
3	看護職員	常勤	3人	
		非常勤	3人	
		非常勤（兼務）	4人	常勤換算 計6.2人
4	介護職員	常勤	18人	
		非常勤	1人	常勤換算 計18.8人
5	支援相談員	常勤	1人	
6	理学療法士	常勤（兼務）	1人	
	作業療法士	常勤（兼務）	2人	常勤換算 計1.8人
7	管理栄養士	常勤（兼務）	1人	
8	調理員		委託による	
9	介護支援専門員	常勤	1人	
10	薬剤師	非常勤	1人	常勤換算 計0.4人
11	事務職	常勤	3人	

(職務の内容)

第4条 職員の職務の内容を次のとおりとする。

- 1 施設管理者は、施設の業務を総括し執行する。
- 2 医師は、施設入所者の健康管理及び医療を適切に行う。

- 3 看護職は、医師の指示を受け入所者の健康管理及び医療に適切な処置を行う。
- 4 介護職は、医師の指示を受け入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 5 支援相談員は、入所者及び身元引受人等からの相談に適切に応じるとともに、市町村との連携を図る。
- 6 理学療法士及び作業療法士は、医師の指示を受け入所者に対する機能訓練を行う。
- 7 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。
- 8 管理栄養士及び栄養士・調理員は、医師の指示を受け入所者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- 9 介護支援専門員は、医師の治療方針に基づき、入所者の施設サービス計画の原案を作成する。

(入所定員)

第5条 当施設の入所定員は、62人とする。

(介護保健施設サービスの内容及び入所者負担の額)

第6条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

- 2 保険給付の自己負担額を別に定める料金表により支払いを受ける。
- 3 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(入退所判定)

第7条 当施設は、入退所判定委員会を置く。

- 2 判定委員会は、管理者、医師、支援相談員、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士等、管理栄養士又は栄養士、事務長、介護支援専門員で構成する。
- 3 判定基準は別に定める。

(定員の遵守)

第8条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。また、療養室以外に入所させてはならない。

(入退所の留意点)

第9条 当施設は、入所申込者の身体の状態及び病状に照らし、施設療養の提供が必要であると認めた場合、施設に入所させるものとする。

- 2 当施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の病歴、身元引受人等の状況把握に努めなければならない。
- 3 当施設は、入所申込者の病状が重い場合施設への入所が不相当であると認めた場合、適当な病院又は診療所を紹介する。
- 4 当施設は、入所者の身体の状態及び病状に照らし、定期的（3ヶ月以内）に入所の継続の要否を判定しなければならない。
- 5 当施設は、入所者の退所に際しては、本人及びその身元引受人等に対する適切な指導を行うとともに退所後の担当医師に対する情報の提供及び介護サービス等を提供するものとの連携に努めなければならない。
- 6 当施設は、入退所の判定にあたって入退所判定委員会の協議により対応しなければならない。

ならない。

7 当施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超過している場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護老人保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

8 次の場合には退所の措置とする。

- 一 施設側が退所可能であると判断したとき。
- 二 入所者から退所の申し出があり、しかも在宅復帰が可能であると施設が認めたとき。
- 三 入所者が無断で退所し、復帰の見込みがたたないとき。
- 四 入所者に病気治療の必要性が生じたとき。
- 五 入所者が死亡したとき。

9 管理者は、入所者が決められた規律に従わなかったり、禁止行為を行ったりして共同生活の秩序を乱すことがあった場合には、適切な指示・指導を行い、さらにそれに従わないときには、入退所判定委員会の協議を経て、さらに身元引受人等の承認を得て退所させることができる。

(施設療養の取扱方針)

第10条 当施設療養は、入所者の心身の特性を踏まえて、入所者の療養上妥当適切に行わなければならない。特に療養上の目標を設定し漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

(診療の方針)

第11条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 診療は、一般に医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して的確な診断をし、療養上妥当適切に行う。
- 二 診療に当たっては、懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解しやすいように指導を行う。
- 三 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、心理的効果をも上げることができ適切な指導を行う。
- 四 常に入所者の病状及び心身の状態並びに日常生活及び家庭環境の的確な把握に努め、本人又はその身元引受人等に対し、適切な指導を行う。
- 五 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らし妥当適切に行う。
- 六 特殊な療法又は新しい療法については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。
- 七 別に厚生労働大臣が定める医薬品外の医薬品を入所者に使用又は処方してはならない。

(必要な医療の提供が困難な場合の措置)

第12条 当施設の医師は、入所者の病状から見て当該施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院もしくは診療所への収容のための措置を講じなければならない。又は他の医師の診察を求める等、診療について適切な措置を講じなければならない。

2 当施設の医師は、みだりに入所者のために往診を求め、又は入所者を病院もしくは診療所に通院させてはならない。

3 当施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院もしくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師に対し、当該利用者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 当施設の医師は、入所者が往診を受けた医師又は入所者が通院した病院もしくは診療所から当該入所者の往診上必要な情報提供を受けるものとし、その情報により適切

な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第 13 条 当施設は、入所者の心身の諸機能の改善又は維持を図るため、計画的に機能訓練を実施しなければならない。

2 特に、目的を設定し、定期的に評価を行うことにより、効果的な機能訓練を行わなければならない。

(看護又は介護、その他)

第 14 条 看護及び介護は、入所者の病状、心身の状態などに応じ適切に行うとともに、日常生活の充実に資するように行わなければならない。

2 看護及び介護業務は、勤務時間割表に基づき、適切に実施されなければならない。

3 当施設は、1 週間に 2 回以上入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 当施設は、おむつを使用しなければならない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 当施設は、適宜入所者のためのレクリエーション活動等を行うよう努めなければならない。

(食事等)

第 15 条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況・病状及び嗜好を考慮したものにするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

2 入所者の食事は、できるだけ食堂で行えるよう努めなければならない。

3 当施設入所中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 6 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 6 条の規定に基づき入所者の心身の状態に影響を与える栄養管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

(衛生管理等)

第 16 条 入所者の利用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行わなければならない。

2 入所者の療養生活に当てられる場所は、快適な療養生活を送れるように次のことに努めなければならない。

- 一 衛生知識の普及指導・生活習慣の確立
- 二 定期的な消毒、清掃、害虫駆除等
- 三 管理栄養士及び栄養士・調理員は月 1 回以上の検便の実施
- 四 その他必要なこと

3 感染症及び食中毒の発生及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、おおむね 3 月に 1 回以上開催し、その結果を職員に周知徹底する。

4 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備するとともに、担当者を設置し、研修、訓練を定期的実施する。

5 感染症や災害が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続のための計画等の策定、研修、訓練を実施する。

(職員の会議・研修、職員の質の確保)

第 17 条 管理者他すべての職員は、入所者の処遇に関して定期的に会議・研修を開き、職員の意思の統一や伝達及び利用者の正確な把握、問題点、課題に対する会議・研修を行うことにより入所者の処遇の向上に努めなければならない。

2 施設職員の資質向上のために、その会議・研修の機会を確保するよう努めなければ

ならない。

3 施設の介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者及び新入職員については、認知症介護に係る基礎的な研修を実施する。

4 当施設は、職場におけるハラスメントの防止のため、職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化するとともに、職員の相談に適切に対応するための担当者を定め、職員に周知徹底する。

(アフターケア)

第 18 条 管理者他すべての職員は、入所者が在宅復帰した後、在宅医療がスムーズに行えるようアフターケアに努めなければならない。また、身元引受人等に対して医療・介護面の相談指導などにも進んで努めなければならない。

(掲示について)

第 19 条 当施設は、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料等について、施設内に明示もしくは閲覧可能な形のファイル等で備え置くこととする。

(相談又は苦情等の申出)

第 20 条 当施設は、提供した介護老人保健施設サービスに関して、入所者又は身元引受人等からの相談又は苦情等に迅速かつ適切に対応するために、次の窓口を設置し、必要な措置を講ずる。

- 一 相談又は苦情等対応担当者は事務長及び看護主任とする。
 - 二 受付電話は 0467-25-3511、受付 FAX は 0467-61-3665 とする。
 - 三 意見箱への投函による相談又は苦情等も受け付けることとする。
- 2 入所者又は身元引受人等は、次の連絡先に直接苦情申立てをすることができる。
- 一 鎌倉市健康福祉部介護保険課 0467-61-3950
 - 二 逗子市福祉部高齢介護課 046-873-1111 (内線 248)
 - 三 神奈川県国民健康保険団体連合会
介護サービス苦情相談直通ダイヤル電話 045-329-3447

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 21 条 施設とその職員及び離職職員は、業務上知り得た入所者又は身元引受人等の個人情報以下を以下の理由なく第三者に漏らしてはならない。

- 一 介護保険サービスのための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供、及び適切な在宅療養のため、受診・入院をするための医療機関への情報提供等。
 - 二 介護保険サービスの質の向上の為に学会、研究会等での事例研究発表会等。尚、この場合入所者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。
 - 三 前項に掲げる事項は、退所後も同様の取り扱いとする。
- 2 職員等が、入所者又は身元引受人等の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。
- 3 職員等が、守秘義務及び個人情報の保護に反した場合は、就業規則に基づき処分を行う。

(身体拘束等)

第 22 条 当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を行わない。但し、自傷他傷の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、医師が診断し、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療記録に記載することとする。

2 当施設は、身体的拘束等の廃止のために、文書により理念、方針、マニュアル等を定めることとする。

- 3 当施設は、身体的拘束等の廃止のために、3ヶ月に1回以上委員会を開催し、年に2回以上介護職員、その他の従業員に研修等を開催し、周知徹底を図るものとする。
- 4 当施設は、身体拘束等の廃止のための対策を検討するための担当者を設置する。

(事故発生時の対応及び防止)

- 第23条 緊急の場合には、「申込書」にご記入いただいた身元引受人等の連絡先に連絡する。
- 2 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備するとともに、事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を設置する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、入所者に対し必要な措置を行う。
 - 3 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
 - 4 当施設は、事故発生時には、速やかに身元引受人等へ連絡し、市町村、県高齢福祉課へ報告することとする。
 - 5 当施設は、事故が発生した場合、事故防止委員会を開催し、再発防止に必要な措置を行う。
 - 6 当施設は、事故発生防止のため、職員に対する研修を定期的実施する。

(入所者の規律の遵守)

- 第24条 入所者は、施設内で次のことを守らなければならない。
- 一 入所者は、施設管理者、医師、支援相談員、看護職員、介護職員、理学療法士及び作業療法士等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。
 - 二 入所者が、外出又は外泊しようとする時は、施設に届け出なければならない。
 - 三 入所者は、施設の清潔・整頓・その他環境衛生保持のため、施設に協力しなければならない。
 - 四 入所者は、身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに施設管理者又は支援相談員に届け出なければならない。

(施設内の禁止行為)

- 第25条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。
- 一 宗教や習慣の違いなどで他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - 二 喧嘩もしくは口論・泥酔等、他の入所者などに迷惑を及ぼすこと。
 - 三 施設内の飲酒・喫煙。
 - 四 故意に施設もしくは物品を破損し、施設外に持ち出すこと。
 - 五 金銭又は物品によって、賭け事をする事。
 - 六 施設内の秩序を乱し、安全衛生を害すること。
 - 七 無断で備品の位置を変え、形状を変えること。
 - 八 施設内へのペット持ち込み。
 - 九 入所者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動。

(非常災害対策及び防火管理者)

- 第26条 施設管理者は、自然災害・火災・その他の防火対策について、防火管理者を指名し施設に合った消防計画を立てる。
- 2 消防計画に沿って防災訓練と施設の改善を図り、入所者の安全に対して万全を期さなければならない。
 - 3 防火管理者は、事業所管理者を充てる。
 - 4 火元責任者には、事業所職員を充てる。

5 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(避難訓練等)

第 27 条 施設管理者及び防火管理者は、消防計画に従って、全職員に非常災害対策の防火教育、消防訓練を実施する。

2 当施設は消火、通報訓練及び避難訓練をそれぞれ年 2 回以上実施し、そのうち 1 回は夜間もしくは夜間を想定した訓練とする。また、土砂災害を想定した訓練も併せて実施する。

3 非常災害対策（地震等）の訓練は、地域の合同の訓練に参加して日頃より地域の住民との連携を強めておく。

4 非常災害用設備の使用方法の徹底を随時行う。

(非常災害用備蓄)

第 28 条 非常災害用に、3 日分の食料を安全な場所に保管しておく。非常災害用備蓄の内容は別に防災計画に定める。

2 非常災害用備蓄は、常に有効に保持するよう努める。

(市町村との連携)

第 29 条 当施設は、その運営にあたっては、市町村との連携に努めなければならない。

(協力医療機関)

第 30 条 当施設は、入所者の病状の急変などに対応するため、あらかじめ協力病院及び協力歯科医療機関を定める。

2 協力病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 額田記念病院

所在地 神奈川県鎌倉市大町 4 丁目 6 番 6 号

3 協力歯科医院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 木村歯科医院

所在地 神奈川県鎌倉市大町 1 丁目 8 番 23 号

(記録の整備)

第 31 条 当施設は、施設及び構造設備・職員・会計・入退所判定及び入所者に対する施設療養費等その他のサービスの提供に関する諸記録を整備しておかなければならない。

(褥瘡対策等)

第 32 条 当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針及び褥瘡予防マニュアルに基づき、委員会を設置し、その発生を防止する。

(虐待の防止等)

第 33 条 当施設は、虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備する。

2 当施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、虐待防止検討委員会を設置し、虐待防止のために 3 ヶ月に 1 回以上委員会を開催し、その発生を防止する。

3 当施設は、虐待防止のために、年に 1 回以上介護職員、その他の従業員に研修等を開催し、周知徹底を図るものとする。

4 当施設は、虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を設置する。

5 虐待防止検討委員会は、身体拘束等防止委員会と一体的に設置・運営することとする。

附則

この規定は、平成15年4月1日から施行する

平成16年8月1日一部改正

平成16年12月1日一部改正

平成17年10月1日一部改正

平成18年4月1日一部改正

平成21年2月1日一部改正

平成25年1月1日一部改正

平成26年5月16日一部改正

平成27年2月17日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成28年8月31日一部改正

平成29年6月30日一部改正

平成30年6月30日一部改正

2019年3月1日一部改正

2019年10月1日一部改正

2021年4月1日一部改正

2022年1月1日一部改正

2022年9月1日一部改正

2024年4月1日一部修正